

昭和天皇の戦争責任論序論

——知識人の議論をめぐる——

井手 靖子

1 はじめに

1984年に共同通信社による全国世論調査¹⁾が行われた。そこでは表のような結果となっている²⁾(次頁参照)。いうまでもなく、この世論調査の行われたのは昭和天皇の在位中であり、ここで示されているのは「昭和天皇」を対象とした世論調査である。

この世論調査では天皇に戦争責任が全くないとするのはわずか25%にすぎない。しかし、天皇制廃止と答えているのも10%にすぎない。言い換えるならば、積極的・消極的にでも天皇に戦争責任がないとしている人は全体の約1/4にすぎないにもかかわらず、天皇制が存続することに約り割の人が賛成しているのである。更に、天皇に対して何も感じない人々は約全体の半数近くに上る。この数字に示される国民の天皇に対する意識とは一体何であろうか。

国民の多くは「昭和天皇に戦争責任はあるが、天皇制が存続することに異存はない」と見ているといつてよいであろう。こうした場合、昭和天皇の戦争責任と天皇制とは切り離されいると考えられる。では、これまでの研究ではどのように位置づけられてきたのであろうか。

これまで天皇及び天皇制³⁾に関する研究は数多く多岐にわたって行われてきた。しかし、多くの天皇研究の中でも「日本人にとって天皇とは何か」という課題に対して未だに一定の理解を得るようなものはない。仮に現代における天皇制の存立基盤が国民にあるとするならば⁴⁾、「国民にとっての天皇」を問う必要がある。つまり、国民の意識の中で天皇がどのように位置づけられているのかを考察する事が必要となる。では、具体的に天皇制を支える国民の意識とはどのようなものであろうか。本稿においては天皇の戦争責任を中心

に考察していく。

1988年9月19日以降、天皇吐血という病状報道から日本各地において自粛・病状回復祈願のムードが日本全体を覆っていた。そして、天皇危篤から死去に際して、様々な議論が巻き起こった。それは「天皇」と「戦争」という事柄にふれているものも多く、一方で「数奇な運命を辿られた方」³

「『昭和天皇』はその長い存位によって、生きながらにして歴史になり仰せられた」(石原 1989:)として天皇を戦争の被害者と位置づけようとし、他方では「天皇」と「戦争」「責任」を切り離せない事柄として見据えようとする議論⁴が行われていった。

最初にみたように、国民の意識は「天皇の戦争責任」と「天皇制のあり方」に関して一種アンビバレンスさを持ち合わせている。このアンビバレントな感情は「国民」独特のものではなく、「知識人」とよばれる人々も持ち合わせているのではないだろうか。

先の世論調査では、国民は昭和天皇に戦争責任が多少なりとも有りとしつつも天皇制のあり方に関しては「今のままでよい」と見ていた。これは、'84年の時点で昭和天皇に戦争責任はあったとしても既に戦前のような「天皇＝主権者」ではなく、象徴天皇制が確立されている現在、天皇制の存在は自らの生活に何ら影響を及ぼさない存在とみなしているともみられるであろう。

表1 問:あなたは天皇の戦争責任について
どのように考えますか

戦争責任はない	24.9%
戦争責任はある	24.5%
どちらともいえない	42.0%
関心がない	6.7%
わからない・無回答・その他	1.9%

表2 問:天皇制について、次のような意見があります。どの意見に賛成ですか

今のままでよい	77.3%
天皇に少し政治的な力を与える	8.6%
戦前のような主権者にする	1.6%
天皇制は廃止する	10.0%
わからない・無回答・その他	2.5%

表3 問:あなたは天皇に対して、どのような感じをお持ちですか

尊くて畏れ多い	13.0%
親しみを感じる	34.3%
すてき	1.1%
反感を感じる	3.3%
何とも感じない	46.1%
わからない・無回答・その他	2.2%

本稿ではこれまで数多くの論者によって行われてきた天皇の戦争責任の議論の中から、天皇の戦争責任と天皇制に対して両義的な解釈の典型性を導き出すことを目的としている。

つまり、これまで様々な研究者によって行われてきた天皇の戦争責任に関する議論で天皇に「なぜ」「どのような」戦争責任があるとしているのか、彼らは天皇制に対してどのように見ているのかについて整理し、その中から、彼らの議論の中にあるアンビバレントな意識を探っていく。本稿の構成としてはまず天皇に戦争責任があるとする典型的な議論を行っている論者をあげていく。次に、天皇に戦争責任がないとする議論を行っている論者をあげ、最後にまとめていく。その際、本稿では主に戦争を体験した人々の議論を取り上げた。その理由としては、そういった人々は天皇に対してよりアンビバレントな意識があり、そのような意識を考察することが必要であると思われるからである。本稿では、上記のような人々の中で特に引用頻度の高いと思われる人々を取り上げている。

なお、本稿においては「天皇制の戦争責任」と「昭和天皇の戦争責任」とは区別し、昭和天皇の戦争責任に限定することとする。

2 天皇に戦争責任ありとする議論

天皇に戦争責任があるとしている知識人はそれぞれ様々な方向から「天皇に戦争責任はあった」としている。その中には詳細に昭和天皇の行動からそのような帰結を導き出している知識人もいる。しかし、そういった人々でさえ、「天皇制」に対して強行的な立場をとっているわけではない。ここでは「昭和天皇に戦争責任はあった」とする際に典型的な議論を行っていると思われる知識人3人を取り上げてみていく。

東京大学総長であった南原繁はその演述の中で度々天皇について語っている。南原自身は1946年の「紀元節における演述」の中で「抑々われわれの祖先は、わが民族を永遠の昔より皇室を國祖と仰ぎ、永遠に生き来つたものと信じ、最近まできやうに教へられて来たのである」(南原 1949:2)と述べているように、決して天皇制に対して批判的な人ではなかった。それどころか、1946年1月に行われたいわゆる天皇の「人間宣言」に対して次のようなことを述べている。

本年初頭の詔書に於て、天皇が躬ら現人神たる神格を否定せられましたことは、国民をさうした無用の危険から救ひ、どれだけ多くの人の汚名が雪がれたかわかりませぬ。

それは天皇が「自然」と「人間」との正しき関係を取戻し、国民との結合を同じく人としての相互の信頼と愛敬の關係に置き換えられたものとして、極めて重要な意義を持つものと謂へるでありませう。(南原:60)

ここでは、天皇が天皇自身の神格性を否定し、「人間」としての自己を認めたことに対して「重要な意義」があると評価している。

南原自身の天皇観は 1946 年の天長節における祝賀会での演説の中で示されている。戦後の天皇巡幸に関しては、天皇を「民衆が嵐のやうな熱狂と感激を以て迎へ」たことは「國民として我らの陛下に對する至誠の流露であり、別してはこの幾年、國家最大の苦難と運命を人知れず御一身に擔ひ給ひつつ歩み來られたことに對する心からの尊敬と愛情の表はれ」(南原:62)とみている。また、昭和天皇自身に対しては「仁慈柔和に富ませられ、真理と文化を尚び、何よりも平和を愛せられ給ふ御方、また立憲君主として國民の意志の総てを容れられ」たとしている。

しかし、戦争責任に関しては

今次の大戦について政治上法律上、陛下に何の御責任のないことはかく明白でありまして、それにも拘らず、その御代に於てかかる大事が惹き起され、そして肇國以來の完全なる敗北と悲惨な状態に國民が陥つたことについて、御先祖に對し、また國民に對し、道徳的精神的御責任を最も強く感じさせられるのは陛下であると拝察するのであります。(南原:67)

と述べて、政治上・法律上は天皇に戦争責任のないことは「明白」であるとしながらも、道義上においてはその責任を認めている。その理由としては「今次の大戦」を「惹き起」したことへの責任とその結果「完全なる敗北」となったことへの「敗戦責任」であり、また國民を困窮させたことへの責任であるみなされる。一方で天皇の道義的な責任を認めつつ、他方では國民と天皇との「相互の信頼と愛敬の關係に置き換えられた」關係を重視し、昭和天皇は平和主義の立憲君主であつたとして、天皇に対する南原のアンビバレントな意識が見受けられる。

西田幾太郎と共に日本哲学の構築に多大なる功を勞した田辺元は『日本民主主義の確立』(1946)のなかで、天皇制が存続するためには皇室が自らすすんで「無一物」になるべきであると説き、そうすることで社会民主主義の確立と皇室と國民の連帶關係が完成されると考えていた。田辺は天皇は「民族の統一的中心として」人民との間に「尊敬と信頼との精神的關係を結」ぶべきとしている。

他方で、昭和天皇の戦争責任については次のように述べている。

国民は天皇制の存続で一致していた。

しかし斯くいふのは、天皇が戦争に責任を有されないといふことにはならない。(中略)ともかくにも、日本の天皇が戦争に対し当然責任を負はるべきものとする外国人の意見は、我々の如何ともする能はざる所であって、日本国家が戦争を企図し計画して之を開始したのであると解する以上は、その国家の代表として天皇の責任を問ふことは、彼等から観て当然のことであると考へられる。(中略)然らば国家を代表し国民を統べらるる天皇が、外国に対し戦争の責任を負はれることは少なくとも道徳上当然の事であるといへる。(中略)否、進んで憚なく言ふことを許されるならば、尙に外国に対し深く責任を負はるるのみならず、国民に対してもまた、現在より一層切実なる責任感の表現を取てせられることが願はしかつたのである。(田辺 1947:370～372)

田辺のいう昭和天皇の戦争責任は天皇は日本の代表であり、日本が戦争を行ったこと責任は代表、つまり「最高責任者」としての責任である。さらに、天皇は国民に対し「謝罪」すべきであるとしており、田辺も南原と同様に天皇に対して「道義的責任」を認めている。ここに田辺の一種矛盾した意識があるといえよう。つまり、田辺も南原と同様に天皇の「道義的責任」を認める一方で、天皇と国民との精神的関係の結合を強調しているのである。

戦後、右派とよばれた人々の一人である林房雄は『大東亜戦争肯定論』において、天皇の戦争責任について次のように述べている。

私は「東京裁判」そのものを認めない。いかなる意味でも認めない。(中略)私は私なりに戦った。天皇もまた天皇として戦った。日本国民は天皇とともに戦い、天皇は国民とともに戦ったのだ。「太平洋戦争」だけではない。日清・日露・日支戦争をふくむ「東亜百年戦争」を、明治・大正・昭和の三天皇は宣戦の詔勅に署名し、自ら大元帥の軍装と資格において戦った。男系の皇族も全て軍人として戦った。「東京裁判」用語とは全く別の意味で「戦争責任」は天皇にも皇族にもある。これは弁護の余地も弁護の必要もない事実だ。(林 1964:155～156)

林は国民とともに戦った天皇、天皇とともに戦った国民は皆戦争責任があり、有罪である、それは「弁護の余地も弁護の必要もない事実」として受け止めている。林は決して天皇の戦争責任について弁護しない。林のいう「天皇の戦争責任」とは「『東京裁判』用語とは全く別の意味で」という注釈付きで述べられている。では林のいう「戦争責任」とはどのようなものかといえ、宣戦の詔勅に署名し、大元帥という立場にたつて戦争を行った責任

である。林の天皇観は複雑である。天皇は決して平和的な存在ではなく、平和なときには祭司神官となり、民族の危機に際しては武装するものである。しかし、天皇制は日本人の土俗の深層から発生したものであり、武装しなければ国家は守れない(林:164～167)。近代の「武装した天皇」は武装しなければならないだけの危機が迫っていたのであり、国民もまた天皇と共に前進したのだと林は語る(林:168,170)。つまり、天皇に戦争責任はもちろんあるが、それは天皇のみではなくともに前進し戦った国民全員にある。そうであるがゆえに天皇の戦争責任は国民には問えないという立場をとる。

このような議論を展開する林の天皇観は、決して天皇制に対して否定的ではない。そもそも、林は何故天皇制が存在するのかという問題提起をする。どんな確信的な国粋主義者でも、どんな激烈な天皇制打倒論者でも「天皇制の問題は私たちの心の中では、まだ解決されていない」(林:141)問題として天皇制を見ているのである。林は天皇制の存在を「国民」に求めている。つまり、敗戦後に天皇制が残ったのは国民が天皇制の存続を求めており、「天皇制はそれほどまで強く深く日本人の心の中に根をおろしている」「天皇制を敗戦後の日本に残したのは(中略)日本国民の『民俗』と『存在様式』であった」(林:161)として、国民が天皇制を存続させているとする。ここに林の矛盾した天皇観が存在している。一方で天皇に戦争責任はあり天皇制は平和的な存在ではないとしつつも、日本国民の『民俗』と『存在様式』に深くいきづいた天皇制の存続を容認しているのである。更に林は「天皇制がもし解消され消滅する時があるとすれば、それは日本国民が天皇とともに地球国家の中に完全に解消するときであろう」(林:171)として、日本国民が存続する限りにおいて天皇制もまたともに存続するものであるとみなしている。ここに天皇制に対する林のアンビバレントな意識を窺うことができるであろう。

3_ 天皇に戦争責任なしとする議論

天皇に戦争責任なしとし、天皇を完全に擁護していると思われる人々の中にさえアンビバレントな意識を伺い知ることができる。ここでは天皇に戦争責任は「なし」として典型的と思われる議論を展開している知識人4人の議論を見ていく。

まず、石井良介は天皇は不親政であることが天皇家の伝統であると説く。天皇不親政とは天皇は政治そのものに一切関与せず、常に超越的な存在であることを意味する。ただし、石井によると天皇不親政の「伝統」における例外として「天皇親政が標榜され、かつ行わ

れたのは奈良時代を中心とする上代と近代」であり、この二つの時代は「外国法継受時代」であったとしている。つまり、本来天皇家は不親政とすることを伝統としており、それ故に万世一系であった。しかし奈良時代及び近代はその例外であるが、この両時代は外国による影響を多分に受けており、天皇制の本来の姿とは異なっているという。石井は日本国憲法で定められた「象徴天皇制」は自然な天皇制の形態であり、天皇制の変遷における到着点であると見ている。では、近代における天皇制を石井はどのように見ているのであろうか。

天皇が国家のすべての権利の源泉であるということは、天皇が自らすべてこれを行行使しなければならぬということではない。他人にこれを行行使させることに定めることもできるし、またある場合には他人に行行使させなければならぬことに定めることもできる。(中略)すなわち第一条は日本の国体は君主制なる旨を定め、次に本条において、それが立憲君主制であることを定めたものである。(石井:280)

石井は大日本帝国憲法においても天皇は立憲君主であることを明文化されていたとしている。立憲君主であったということは法的・政治的な戦争責任はないとされるものである。さらに石井は「天皇大権制が軍閥官僚によって悪用された」(石井:285)と述べて、天皇は軍閥官僚に利用されたと強調することで戦争責任がないことを主張している。つまり、石井の「天皇不親政」「刃に血ぬらざる伝統」論は戦前における絶対的権力をもつ天皇観を否定し、「象徴性」に天皇制の価値を見いだすことで戦争責任を否定し、天皇制が存続する理由を導き出している。しかし、「聖断」について「終戦の会議に終戦を欲する天皇が出席されたということが終戦を可能ならしめたのである。(中略)終戦と決したについては、天皇個人の終戦を願う意思力およびその背後に存する天皇の神格的尊厳性が大きな意味を演じたことは疑いをいれない」(石井:286,287)とすることで天皇の道義的責任を否定しているが、ここに石井の矛盾点を見いだすことができる。それは、一方で絶対的権力をもつ天皇制を否定することで現在まで続く天皇制の存続理由と戦争責任の否定を論じてきたにもかかわらず、「終戦」に関しては天皇制のもつ「絶対性」を肯定しているのである。

石井がその著書において天皇制は「不親政」と「刃に血ぬらざる」を伝統であったとしており、津田左右吉も同様の見方をしている。

上代において「日本民族」は民族同士の争いがなかった。その理由としては「単一民族である」こと、「異民族との戦争がなかった」こと、「政治らしい政治がなかった」こと、「天皇に宗教的権威と任務があった」こと、そして「皇室の文化上の地位」が挙げら

れている。この第3点目がいわゆる「天皇不親政」である。上代において、国家の大事とは「戦争」であったが、そのなかった日本では天皇は政治の局に当たることはなかった。そういう状態が長く続き、その後は天皇が直接政局に当たることなく、国家の仕事は朝廷の重臣が処理することになり、それが皇室の地位を安定した要因であると津田は述べている。(津田 1946:40)

天皇には2つの地位が与えられていた。一つは「宗教的の任務」であり、もう一つは「文化上の地位」であった。皇室は決して政治上の「任務」や「地位」につくことがなかった。それが皇室を永く存続しえた理由と津田はみている。(津田:44)

では、昭和天皇の戦争責任についてはどのようにみているのか。津田は戦争責任はあくまでも軍部と補弼者にあるといった立場をとる。

このような為政者の態度⁷は、実際政治の上においても、憲法によつて定められた補弼の道をあやまり、皇室に責任を帰することによつて、しばしば累をそれに及ぼした。それにもかゝらず、天皇は国民に対していつも親和のこゝろを抱いてゐられた。

(注略)

軍部及びそれに付随した官僚が、国民の皇室に対する敬愛の情と憲法上の規定とを利用し、また国史の曲解によつてうらづけ、さうすることによつて、政治は天皇の親政であるべきことを主張し、もしくは現にさうであることを宣伝するのみならず、天皇は専制君主としての権威をもたれねばならぬとし、或は現にもつてみられる如くいひなし、それによつて、軍部の恣なしわざを天皇の命によつたもののように見せかけようとしたところに主なる由来がある。(津田:52)

つまり、皇室は常に政局からは超越した存在であり、政治に直接当たることはなかった。そこで、時には幕府が、近代においては軍部や補弼者が政治を恣に動かした。今次の戦争の責任はこのような軍部や補弼者にあり、「不親政」であった天皇には何の責任もないとする見解を津田は示している。しかし、他方において津田は皇室には「精神的権威」があったからこそ皇室が永く存続しえたとしている。それは「精神的権威といつてもそれは政治的権力から分離した宗教的といふようなものではない。それはどこまでも日本の国家の政治的統治者としての権威である」(津田:46)と述べている。これまで全く政治的権力を持たなかったとすれば、近代以前の実権者達が皇室を存置させてきた要因がないわけである。津田は一方で「不親政」を論じることで天皇の戦争責任を否定し、かつ皇室の地位の安定を求め、他方においては「政治的統治者」としての「精神的権威」を認めることで皇室の

連綿性を求めている。ここに津田の皇室に対するアンビバレントな意識を見いだすことができるであろう。

1942年に法学博士号を取得し日本国体学を創設した里見岸雄も石井と同様に天皇不親政の立場をとっている(里見 1961:184)。里見は天皇制を「天皇・国民本来上下の体系たる国体は民族基本社会として決定してゐるのに比べ、天皇制なるものは、この基本社会的決定の上に時代社会的要素が加わつて制定された天皇・国民権力服従的体系を意味するもの」(里見:305)としている。

里見は天皇の政治的責任について、終戦を決断できるのであれば開戦も拒否するべきであった、まして天皇自身は戦争に対して消極的であっても開戦に裁可を下し宣戦詔書を発したのだから、それに対して責任があるのでは、ということに対して、

開戦当時と終戦当時とは客観的事情がちがふ。開戦当時は我国力充実の頂点に立つてをり、政治は、憲法の規定通り、すべて^(アツ)輔弼を以て行はれてをり、天皇御自身のお考がどうあらうと、それがすぐさま国家意思として発動することの出来ない状態にあつた。内閣総理大臣東条英機以下の全国務大臣は、開戦に消極的であられた天皇を、宣戦せられるように輔弼したのであつて、これが輔弼制度である。だから輔弼による天皇の政治的行為は、法上無答責であることおよび、国務大臣が輔弼行為の責を負ふことが憲法に明視されてゐるのである。(中略)天皇の政治的責任は、到底成立する余地のないもので、これを言ふは、天皇を憎悪し天皇を傷つけ天皇を廃止せんとする革命愛好者やその亜流であつて帝国憲法の法規法理はもとより、日本国民の総意の絶対に認めえざるところである。(里見:315)

と述べている。天皇の政治的行為は補弼者によるものであり、戦争の責任は全て補弼にあるということ、つまり天皇に政治的・法的には責任は全くないということである。また、道義的責任については

『天皇陛下の為ならば何で命が惜からう』という軍歌があつたが、そのようなことこそ、天皇陛下におわびすべきことであつて、天皇陛下に道義的責任の大意を希望するのは見当違いも甚しい。(中略)陛下が上皇祖皇宗に対し下国民全体に対し深く精神的責任をお感じになつた事は、第一回のマッカーサー御訪問の際にお漏しになつたお言葉によつても明白であり、敵將の立場のマッカーサーが感動した程であつて有難いと思ふが、それは飽迄陛下御自身のことであり、国民の立場から言ふべき問題ではない。陛下の御苦惱、マッカーサーへの御申出、その後の忍苦の御精進、悉く陛下の積極的

御責任の発露ならざるはない。(里見:316,317)

と述べて、天皇の道義的責任を否定している。要約すれば、里見が天皇の道義的責任を否定する根拠としては既に皇祖皇宗及び国民に対して天皇は道義的責任を自覚しており、国民が天皇の道義的責任を問う事はできないとするものである。なお、法的責任に関しては国内法上は天皇無答責により、そして国際法上は東京裁判にて免罪されていることが天皇に法的責任がないことを示していると里見は見ている(里見:317)。

里見はその論調からいって天皇の政治的・法的・道義的責任を否定している。しかし、道義的責任に関してはすでに免罪されているということであって、換言すれば天皇も道義的責任があるということを里見自身が認めているといえるのである。天皇制の本質を「不親政」に求め、戦争責任に対しても一貫して否定しているかにみえるが、実は里見は道義的責任においては天皇の戦争責任を認めているといえるのではないだろうか。一方で天皇の戦争責任を認めつつも天皇制が存続していくことを当然とする里見の対立感情の表れと見ることができるであろう。

戦後、神社本庁設立に参加し、神社活動護持を行った葦津珍彦も天皇制のあり方としては石井らの「天皇不親政」を支持している。天皇の戦争責任に関しては政治上・国内法上には何の責任はないとしている(葦津:165,174)⁹。では、対外責任についてはどのように見ているのであろうか。

外国の立場から、天皇の御任命になった「帝国政府」に戦争責任があったかどうかは問題となる。(中略)帝国政府が、大戦をさける賢明な政術に欠けて、祖宗以来の国史の上に、かつてない戦禍を蒙り、屈辱降伏におちたといふ意味での「戦争責任」は重いが、対外的な意味での侵略とか、好戦の責任は問題とならない。帝国政府の責任は、対外的ではなくして、むしろ対内的なものだ。(葦津:166～167)

として、その責任はあくまで「帝国政府」にあり、「帝国政府」が責任を負う対象は「対外的」ではなく「対内的」なものであると述べている。つまり、帝国政府は対内的な責任を有するが、それに関しては天皇には一切責任はないとしているのである。

葦津は天皇は平和主義者であり、象徴天皇制と規定される以前の天皇制は「独裁者」ではなく憲法に則った立憲君主であったと位置づけている。天皇が政府や軍部を抑制し、戦争を回避させることができなかつたのは立憲君主であったからだとする(葦津:168)。そのように位置づけることで天皇制の存立の根拠を見だし、天皇の戦争責任を否定しようとしているのである。しかし、「その敗戦については、陛下は、無念の涙をふるって和平降

伏を命ぜられた。この時の国内の激論は、もっとも鋭いものであったが、和平論・抗戦論の両派とも、聖断に対しては反抗するものがなかった」（葦津:12）と述べている。この「無念」の指すものは「敗戦」を迎えることなのか、抗戦派の心情を汲んでかは判らない。しかし、天皇は「和平降伏を命」じることのできる権力を持ち、「聖断に対しては反抗するものがなかった」だけの権威を持っていたと判断することができる。とすれば、天皇は「独裁者」ではなく「立憲君主」であったとする葦津の理論は矛盾していることになる。また、里見と同様に天皇の道義的責任については「聖上は皇祖皇宗に対して、戦役の国民に対して、『精神的』責任の深さを痛感して『五内為に裂く』と詔りされた」（葦津:171）と述べている。葦津も里見と同様に天皇制の存立の根拠と天皇の戦争責任に関してアンビバレントな意識を持っていると見ることができる。

つまり、天皇制の存立の根拠に関しては古代から変わらず「国民統合の象徴的存在」（葦津:17）「国民精神の高貴なる統合者」（葦津:176）とみなし、国民の心を知り抜いて「民と一つ心になること」を「日本天皇の大任」である（葦津:204）ことに求めている。そうした上で「天皇責任論者」の言葉に対して「なんたる暴言であるか。」（葦津:171）と強く反発している。しかし他方においては先述したように天皇自身が「精神的」責任の深さを痛感していると葦津は見ているのである。天皇の戦争責任を否定しつつも道義的な責任に関しては葦津自身が認めているのである。ここに葦津の天皇に対する論理の矛盾を見出すことができるであろう。

4 おわりに

これまで天皇の戦争責任と天皇制のあり方に関して知識人の議論を考察してきた。天皇の戦争責任を肯定する論者は、そうしつつも決して天皇制に対して批判的・否定的な意識を持っているわけではない。また、天皇の戦争責任を否定する論者はその責任否定の根拠に天皇制の「不親政」というあり方から導き出しているにもかかわらず、天皇制のあり方や責任について矛盾点を見出すことができる。天皇の戦争責任肯定論者も否定論者もその責任と天皇制のあり方に関して、異なったロジックであったとしても同類のアンビバレントな意識をもっているといえる。

最初に述べたように国民の多くは天皇の戦争責任に関して多少なりとも有るとしながらも、天皇制のあり方に関しては「今のままでよい」としている。このような意識は国民の

みならず知識人も同様に持ち合わせていると考えられる。勿論、本稿で取り上げた知識人の考察だけで、知識人の天皇の戦争責任と天皇制のアンビバレンスさを導き出すに十分であるとは思わない。しかし、本稿で取り上げた知識人は先述している通り、戦争体験をもった人々であり、かつ天皇の戦争責任を研究する上において引用頻度の高いと思われる人々である。その彼等でさえこのようなアンビバレント意識を持ち合わせていることを導き出したことは、意味あることと思われる。

今後は、このアンビバレントな意識を留意しつつ、長崎の本島等元市長への手紙から国民の天皇制に対する意識の分析を進めていく予定である。「はじめに」で述べているように、天皇制の基盤は国民にあるとすれば、その存在理由は国民意識の中から考察する必要があると考える。本島元市長へ宛てられた手紙を分析することで国民がどのような論理で天皇に戦争責任があるとしているのか、もしくはないとしているのか、国民の中にある天皇制とはどのようなものなのかを導き出そうと考えている。

¹ 1984年、共同通信社が行った全国調査で、20歳以上の者2,095名を対象とし、その方法としては個別面接法が用いられた。調査内容は、「政局秋の陣、近くて遠い隣国、内閣・政党支持に関する世論調査」

² 昭和天皇死去直後'89年2月に行われた時事通信社の世論調査では、「昭和天皇に戦争責任があると思いますか」という質問に対し「全面的にある」=4.8%、「幾分ある」=44.9%、「ない」=28.9%、「関心がない」=4.8%、「わからない」=14.0%という結果となっている。ここでは、「全面的にある」と「幾分ある」の合計は52.4%にも達する。また、'89年1月に行われた朝日新聞社の世論調査では、天皇に戦争責任が「ある」=25%、「ない」=31%、「どちらともいえない」=38%、「その他・無回答」=6%で、全く責任がないとするものは31%にすぎない。

³ 「玉皇制」という言葉自体、本来は1931年にコミンテルンが提唱し、'32年テゼ¹において明治維新以後の絶対君主制を規定して用いた用語である。この「天皇制」という用語に対して藤田省三は3つ(1,単に君主として天皇が存在する 2,近代日本の政治の構造 3,一種の比喩的適用)に分けて整理している(藤田 1966;187)。本稿においては便宜上、「天皇を中心とした権力機構」と定義しておく。

⁴ 松下は戦前の天皇のもつ価値及び秩序の崩壊と共に、戦後の天皇制の価値基準も国民に受容される形態へと変化していったとして、大衆化された天皇像、ひいては国民の要求にあわせた天皇像というものを浮かび上がらせた(松下 1959)。また色川も戦後における天皇制は

国民の要求に応じて形態を変化させたとしている(色川 1991)。

⁷⁵ 朝日新聞 1989,1,8

⁷⁶ 例えば大江は「われわれは裕仁天皇と同じ時代の空気を吸ってますから、同時代に生きていることの責任を、歴史を研究する者としてどう果たすべきか。(中略)だから、そのために戦争で死んだ、強制連行されてきたという事実を明らかにすることも、広い意味では歴史行為の中に属すると思う」(大江/伊藤 1989:49)と述べ、また又木は「政治的、軍事的に実権はどうか、最高責任者、最高権力者だったのだから、責任を負うのは当然である」(又木 1989:78)と指摘している。

⁷⁷ 天皇の人間宣言では「(上略)朕ト爾等国民ト間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リ結ハレ、単ナル神話ト伝説トニ依リ生ゼルモノニ非ズ。(以下略)」と述べている。(塩田他編 1995:186)

⁷⁸ ここでの「このような為政者の態度」とは、「為政者」によって「皇室は…国民とは或る距離を隔てて相対する地位におかれ、国民は皇室に対して親愛の情を抱くよりはその権力と威厳とに服従するようにしむけ」た事を指している。(津田:51)

⁷⁹ 「天皇の戦争責任などは、いやしくも帝国憲法上は問題にならない。」(165)「陛下の御憂念は深く、東洋平和への大道を切望なされる聖旨は、しばしば渙発されたが、政府にも軍にも聖旨を実現し得る能力なきままに、やむなくして大東亜戦争の破局に入り、忠誠の民の非命に斃れし者、三百万。」(174)と述べて、憲法上、政治上の天皇の戦争責任を否定している。

【引用文献及び参考文献】

- 藤田省三 『天皇制国家の支配原理』1966 未来社
 色川大吉 『昭和史と天皇』1995 岩波セミナーブックス
 色川大吉 『近代の思想』 1995年 筑摩書房
 松下圭一 「大衆天皇制論」『中央公論』1959年4月号 中央公論社
 大江志乃夫 「序説・天皇の戦争責任論」『季刊 思想と科学』1988年10月号 新日本出版社
 南原繁 「新日本文化の創造－紀元節における演述－」『祖国を興すもの』1949 東大協同組合出版部

南原繁 「天長節－同祝賀式における演述－」 『祖国を興すもの』1949 東大協同組合出版部

田辺元 「政治哲学の急務」 『田辺元全集 第八巻』1964 筑摩書房

林房雄 『大東亜戦争肯定論』1964 番町書房

石井良介 『天皇』1982 山川出版社

里見岸雄 『萬世一系の天皇』1961 錦正社

里見岸雄 『天皇とは何か』1989 展転社

津田左右吉 「建国の事情と萬世一系の思想」 『世界』1946年4月 岩波書店

津田左右吉 『津田左右吉全集第二三巻』1965 岩波書店

葦津珍彦 『天皇』1989年 神社新報社

他